

(別表1) 事業継続力強化支援計画

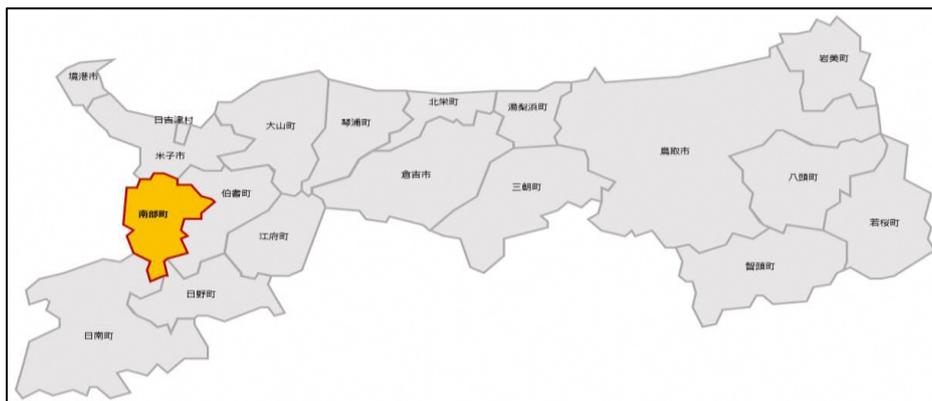
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

南部町は鳥取県の西端に位置し、2004年（平成16年）10月1日に会見町と西伯町の2町が合併して誕生した町である。町の面積は114.03平方キロメートルで、東は伯耆町、西は島根県安来市、南は日南町、北は米子市に隣接している。町の南側に鎌倉山（標高731m）など日野郡に連なる山地、北側に手間要害山（標高329m）を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と樹園地が形成されており、町内全域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている。南部山地を水源とする日野川支流法勝寺川が西部を北流し、途中で鎌倉山から発した東長田川を合わせ、手間要害山の西麓を抜けて米子市域に入る。また1988年に法勝寺川に賀祥ダムが竣工、2004年には朝鍋川に朝鍋ダムが竣工し、この二基のダムが町内の農業水利確保並びに治水に大きな役割を果たしている。

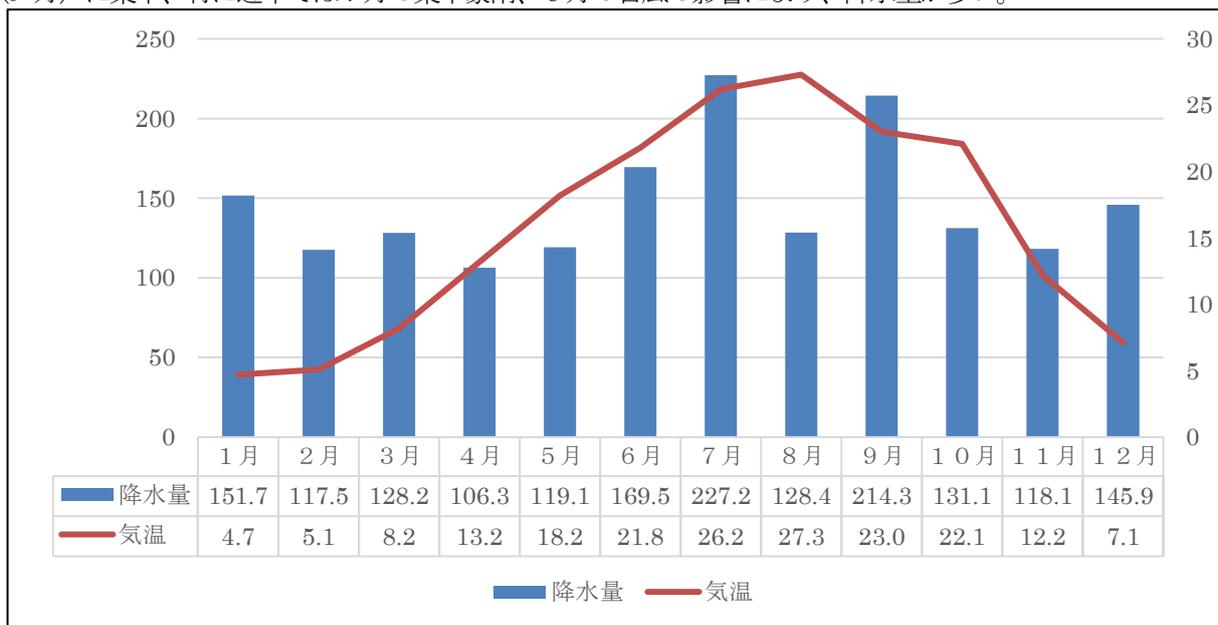


〈南部町の面積・人口〉南部町ホームページより(令和3年12月31日現在)

面積	114.03 km ²
人口	10,503 人

②気象概況

過去30年の平均気温は約15.4℃、近年は夏（7～8月）は真夏日が続くことが多くある。また、同じく過去30年の年平均降水量は1,757mmとなっている。降水量の多くは（12～1月）、梅雨期（6～7月）と台風期（9月）に集中、特に近年では7月の集中豪雨、9月の台風の影響により、降水量が多い。

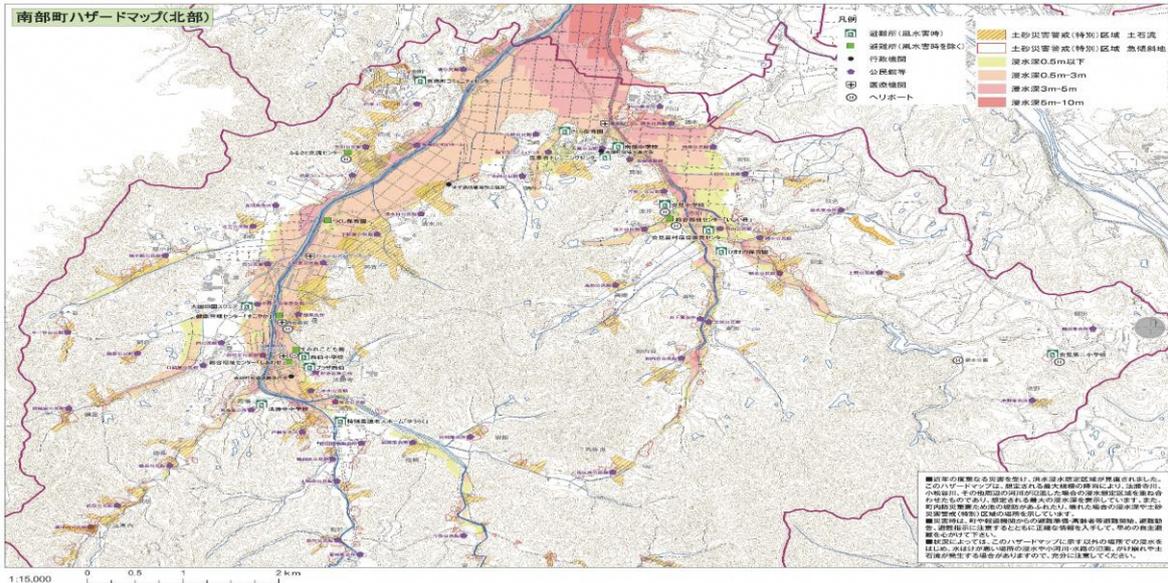


(気象庁ホームページより作成)

③災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

南部町のハザードマップによると、南部町商工会が立地する地域、大型店が集積している阿賀地区において、0.5m～5mの浸水が予想されている。また、最大規模の降雨により、法勝寺川、小松川が氾濫した場合、町内の主要道路は寸断されることが予想される。製造業等が多く立地する原工業団地においては、洪水や土砂災害などの影響はないと思われるが、主要幹線道路が最大48時間使用不能となることから、経済活動の停滞が予想される。



■想定される大雨の雨量

河川名	想定する降雨量	作成日
法勝寺川	日野川流域の48時間総雨量519mm	日野川河川事務所 平成28年6月9日
小松谷川	小松谷川流域の24時間総雨量623mm	鳥取県、平成30年8月31日

(土砂災害：ハザードマップ)

南部町のハザードマップによると、山間の南さいはく地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、土砂災害が想定される地域には事業所がありません。

(地震：J-SHIS)

平成12年10月に鳥取県西部地震で南部町は震度6弱を記録し、大きな被害を受けたものの、死者はなかった。地震ハザードステーションの防災地図によると、南部町全域において、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は26%以下となっている。また、日本海側で大地震が発生した場合、南部町は日本海から約10³以上の距離があり、津波被害の可能性はないと思われる。

(原子力災害)

南部町の全地域は、島根原子力発電所のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）から外れているが、中心円から距離で示された国の基準であり、距離的にも近いため考慮する必要がある。また、北部に隣接する米子市の弓ヶ浜半島の大部分は対象区域に含まれている。経済圏を同じくしている南部町においては、町民の就労や経済的繋がりは非常に大きく、万一の事故に対する備えの必要がある。

(感染症等)

新型コロナウイルス感染症等が流行(地域での流行や世界的な流行)した場合に想定される影響は次のとおりである。

①人員

- ・経営者・従業員やその家族の感染による出勤率の低下による事業停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等により従業員の出勤不能による生産性低下

②製造・仕入

- ・事業所内クラスター発生による操業停止
- ・原材料・資材・部材等の不足、納入遅延、価格高騰
- ・営業自粛・時間短縮要請による事業停止

③事業継続への影響

- ・長期間の売上低下に伴う資金繰りの悪化
- ・本人または家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・感染症罹患に伴う風評被害

(その他)

南部町では、これまでも降雨被害に見舞われてきた。特に、平成23年の台風12号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

また、南部町は、年間平均降雪量は312cmと非常に多い。一方、夏は猛暑日になることも多い。

(2) 商工業者の状況(令和3年度商工会実態調査より)R3年3月31日現在

- ・商工業者数 269事業所
- ・小規模事業者数 235事業所(当会調べによる)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
製造業	29	19	大・中企業は工業団地に集中している。
建設業	80	75	町内各地域に広く点在している。
卸・小売業	50	41	大型店舗は阿賀地区に集中、他は点在
飲食業・宿泊業	20	19	町内に分散している。
サービス業	69	64	町内各地域に広く点在している。
その他	21	17	町内各地域に広く点在している。

(3) これまでの取組

ア 南部町の取組

- ・地域防災計画の策定(最終改定29年度)、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時の物品提供について事業者と協定を締結(3事業者)
- ・自主防災組織の組織化並びに勉強会による共助体制の構築強化

イ 南部町商工会

- ・災害時における地域商工業の被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・関係団体が主催する事業者BCP策定セミナーの開催
- ・民間損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・全国商工会連合会の会員福祉共済(病気・ケガの保障)への加入促進
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結(令和元年8月20日)

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

3. 目標

- ・南部町地域の小規模事業者に対し、南部町地域防災計画を踏まえつつ想定される災害を明確にし、リスクと防災・減災の必要性の認識を高め、事業継続力強化計画等の策定に導く。
- ・自然災害や感染症が発生後の早期復旧について、南部町と南部町商工会が一体となって取組み、事業者の早期事業復帰を支援する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

南部町商工会と南部町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり南部町商工会と南部町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ワークショップなどの県との共催等により、事業者BCPの作成を推進する。

③商工会所自身の事業継続計画の作成

- ・南部町商工会は、令和4年度中に事業継続計画を見直し予定。

④関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・南部町商工会と南部町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度6弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、南部町、南部町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・南部町商工会は、発災後5時間以内に職員の安否確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について南部町と共有する。
- ・県内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の検温・手洗い等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鳥取県又は南部町における感染症対策本部が示す対策方針に基づき南部町商工会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・南部町は、南部町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・南部町商工会は地域内の事業者の大まかな被害状況を南部町と共有する。
- ・南部町商工会と南部町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。

（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がいまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・南部町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、県連合会へ職員の派遣要請し、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

※被害規模の目安は下記のとおり

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内10%以上の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・管内10%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は交通が途絶して被害状況が確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内5%以上の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・管内5%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

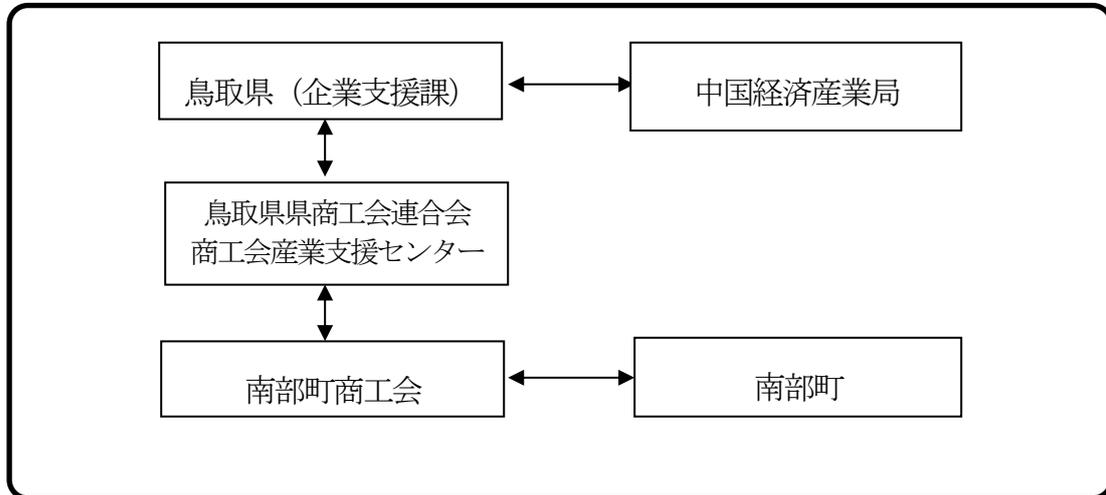
ウ 被害状況の県への報告

- ・南部町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、鳥取県商工会連合会を通じて、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

- ・事業所名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握可能な場合）、対応内容、復旧見込み

■連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動の基準について定める。
- ・南部町商工会と南部町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・南部町と南部町商工会は、相談窓口の開設について相談する（南部町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。相談窓口については、南部町と相談して設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・南部町と南部町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・南部町商工会、南部町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

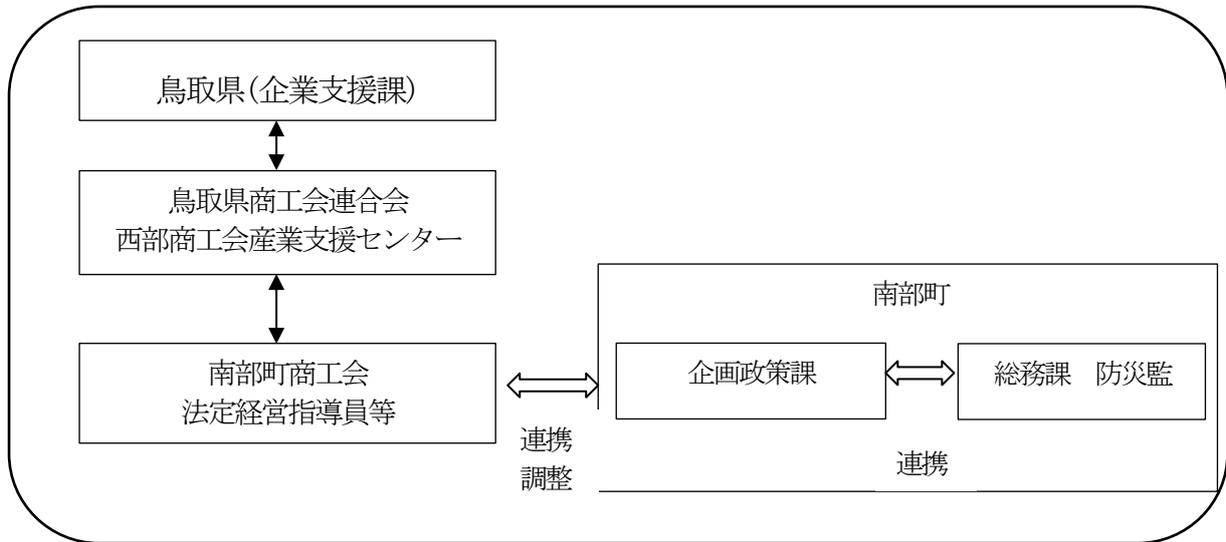
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制 (南部町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/南部町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/南部町商工会と南部町の共同体制/経営指導員の関与体制等)

南部町商工会：事務長1名(法定経営指導員)、経営支援専門員1名、経営支援員2名 計4名
南部町役場：企画政策課 2名 総務課 防災監1名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 倉間 秀樹

連絡先 TEL0859-66-2035

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①南部町商工会

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺371番地1

TEL: 0859-66-2035 / FAX: 0859-66-5535

E-mail: nanbu-sci@tori-skr.jp

②南部町 企画政策課

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

TEL: 0859-66-3113 / FAX: 0859-66-4426

E-mail: kikaku@town.nanbu.tottori.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	
・専門家派遣費					
・セミナー開催費	100	100	100	100	
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県交付金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等